包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月14日

国立大学法人東京芸術大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等　東京藝術大学政府調達協定実施規則

（https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html参照）

２　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人東京芸術大学戦略企画課　電話050―5525―2038

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月14日　国立大学法人富山大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　16

１　改正された規則の名称

国立大学法人富山大学契約規則の特例を定める規則

（https://www.u-toyama.ac.jp/outline/proc/gproc/index.html　参照）

２　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人富山大学財務部財務企画課

ＴＥＬ　076―445―6039

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月14日　国立大学法人岡山大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　33

１　改正された規則の名称等　国立大学法人岡山大学政府調達事務取扱規程（https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/shokisoku/074H16zengaku32.pdf参照）

２　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人岡山大学財務部契約課

電話086―251―7164

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月14日

日本たばこ産業株式会社

◎調達機関番号　108　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

日本たばこ産業株式会社政府調達事務手続

２　この公表に関する問合わせ先

（機関及び部署名）日本たばこ産業株式会社

ＪＴ調達グループ

（電話番号）03―6830―1830

第１条（趣旨）

この手続は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、日本たばこ産業株式会社の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条（定義）

略

第３条（適用範囲）

略

第４条（参加のための条件）

略

第５条（競争参加資格に関する審査等）

略

第６条（一般競争の公告）

略

第７条（一般競争について公告をする事項）

略

第８条（指名競争の公示等）

略

第９条（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

略

第10条（郵便等による入札）

略

第11条（技術仕様）

契約責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

一　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

２　略

第12条（入札説明書の交付）

略

第13条（落札）

略

第14条（随意契約によることができる場合）

一～五　略

六　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されるものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条の公告又は第８条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

七　緊急の必要により競争に付することができない場合

第15条（落札者の決定に関する通知等）

略

第16条（一般競争又は指名競争に関する記録）

略

第17条（随意契約に関する記録）

略

第18条（苦情の処理）

略

附　則

１　この手続は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

２　略

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和３年１月14日　成田国際空港株式会社

◎調達機関番号　412　◎所在地番号　12

１　改正された規則の名称等　物品等又は特定役務の調達手続に関する細則

（https://www.naa.jp/jp/pinfo/oshirase_youryou.html参照）

２　この公表に関する問合わせ先

成田国際空港株式会社　財務部門　調達部　調達管理グループ　0476―34―5476